

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月15日現在

機関番号：22702

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730048

研究課題名（和文） 国際人権法上の社会権の裁判規範性と審査基準に関する研究：
健康権を中心に研究課題名（英文） Study on the Justiciability and Examination Standards of the Right
to Health in International Human Rights Law

研究代表者 棟居 徳子（MUNESUE TOKUKO）

神奈川県立保健福祉大学・保健福祉学部・講師

研究者番号：50449526

研究成果の概要（和文）：社会権規約選択議定書にする資料等の検討、健康権に関する特別報告者の資料の検討、並びに社会権規約委員会及び国連人権行動弁務官事務所が開発した健康権の指標の分析を行った。また各国の健康権の遵守状況のモニタリング調査及び健康権に関連する各国の判例のデータベース化に関する共同研究に着手した。

研究成果の概要（英文）：I have investigated materials on the optional protocol to the international convention on economic, social and cultural rights and the special rapporteur on the right to health and I have examined the right to health indicators which have been developed by the committee on economic, social and cultural rights and the OHCHR. Also I have started the joint research projects to monitor the implementation of the right to health in specific countries and to input judicial precedents of each country into a database.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際人権法・社会権・健康権・裁判規範性・審査基準

1. 研究開始当初の背景

本研究は、①国外の国際人権法学における社会権の規範的性質及び国家の義務に関する研究、②国際連合システム下の各機関における実践とそこでの理論の発展、③国内の国際人権法学・憲法学における社会権に関する研究、④国内の医事法学・社会保障法学における健康権に関する研究を背景としている。

報告者はこれまでに、国際人権法における健康権の規範的内容を明確化するための研究を行ってきたが、その中で、健康権の裁判

規範性の問題と、それに関連した実施措置の問題について関心を強めた。また、2008年に社会権規約選択議定書が国連総会で採択されたことも本研究に着手することになった契機の一つである。

2. 研究の目的

本研究は、主に健康権を中心に、国際人権法における社会権の裁判規範性に関する議論を検討し、かつ国際人権法上の社会権保障のための実施措置における事例と、各国の判

例を検証することにより、社会権の司法判断可能な内容とその審査基準を特定することを目的とするものである。

3. 研究の方法

本研究は以下の枠組みによって実施した。すなわち、(1) 社会権規約選択議定書案の分析、(2) 自由権規約及び女性差別撤廃条約の関連通報事例の検討、(3) 健康権に関する特別報告者への通報事例の検討及びインタビュー調査、(4) 各国の健康権判例の検討、(5) 社会権規約の報告制度の審査基準の分析、並びに(6) 国内外の社会権及び健康権の裁判規範性及び審査基準に関する研究の整理と検討、である。

4. 研究成果

(1) 社会権規約選択議定書案の分析

平成 21 年中に、①社会権規約選択議定書の起草過程の議論について、国連文書及び関連文献を収集・整理し、②社会権規約選択議定書の要点及び課題の検討を行った。

(2) 自由権規約及び女性差別撤廃条約の関連通報事例の検討

平成 21 年度中に、自由権規約及び女性差別撤廃条約の健康権に関連する通報事例の収集・検討を行った。

(3) 健康権に関する特別報告者への通報事例の検討及びインタビュー調査

平成 21 年度中に、①健康権に関する特別報告者への通報事例の収集と検討を行い、②前・特別報告者である Paul Hunt 氏 (英国・エセックス大学) にインタビュー調査を行うと同時に、Hunt 氏を招へいして開催した国際シンポジウム「健康権の再検討：近年の国際的議論から日本の課題を探る」の報告書をまとめ、公表した。

(4) 各国の健康権判例の検討

平成 22 年度中に、①日本国内における健康権に関する裁判例の収集・整理、②諸外国及び国際機関等における健康権に関する裁判例の収集・整理を行い、③米国ジョージタウン大学と世界保健機関の共同研究による Health and Human Rights に関する国際判例データベース化の作業に協力した。

平成 23 年度中に、①日本国内における健康権に関連する裁判例の収集・整理・検討をさらに行い、②現・健康権に関する特別報告者が主催する Global Health and Human Rights Project に情報提供を行い、世界各国の健康権に関する国際判例データベース作成に関する共同研究に着手した。

(5) 社会権規約の報告制度の審査基準の分

析

平成 22 年度中に、①社会権規約委員会のガイドラインの分析、②第 3 回日本政府報告書の分析を行い、論文にまとめ、公表した。

また、平成 23 年度中に、前記の研究成果に国連人権高等弁務官事務所が開発した健康権に関する指標について分析をし、それらをまとめて、国際人権法学会 23 回研究大会でインタレストグループ報告を行った。

(6) 国内外の社会権及び健康権の裁判規範性及び審査基準に関する研究の整理と検討

平成 21 年度中に、①社会権の裁判規範性に関する海外文献の収集・整理を行い、② Brigit Toebes 博士 (オランダ・Groningen 大学) と日本及び各国の健康権遵守に関するモニタリング調査に着手した。

平成 23 年度には、上記②の Toebes 氏との共同研究の枠組みをベースに、国内の研究者 (人権指標研究会) とともに、国際セミナー「国際人権法上の健康権の国内実施：人権指標の活用の意義と課題」を開催し、上記研究成果の報告を行った。

(7) その他

上記の研究成果や国際的な共同研究の枠組みをベースに、①健康権保障における保健医療従事者の役割と人権教育の国際的動向について論文発表し、また②がん患者の健康権保障の観点から、日本のがん対策の現状と課題をまとめ、論文発表した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 4 件)

- ① 棟居徳子、「がん患者の健康権保障と日本のがん対策の課題」、週刊社会保障、査読無し、No.2648、48-53 頁、2011 年 10 月。
- ② 棟居徳子、「国際社会における健康権保障の現状と日本の課題」、民医連医療、査読無し、No.459、13-18 頁、2010 年 11 月。
- ③ 棟居徳子、「社会権規約を日本で活かす～社会権規約の報告制度と第 3 回日本政府報告書～」、週刊社会保障、査読無し、No.2580、42-47 頁、2010 年 5 月。
- ④ 棟居徳子、「健康権保障における保健医療従事者の役割と人権教育の国際的動向」、月刊国民医療、査読無し、No.270、9-16 頁、2010 年 3 月。

[学会発表] (計 1 件)

- ・人権指標研究グループ (棟居徳子・芝池俊輝・神陽子・植田晃博・則武立樹)、「人権の履行の促進と監視のための指標の活用」、国際人権法学会第 23 回研究大会、2011 年

11月6日、於・北海道大学.

〔図書〕(計1件)

・松田亮三・棟居徳子編、『生存学研究センター報告9 健康権の再検討：近年の国際的議論から日本の課題を探る』、立命館大学生存学研究センター、2009年12月4日、
<http://www.arsvi.com/b2000/0912mr.htm>

〔産業財産権〕

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

〔その他〕

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

棟居 徳子 (MUNESUE TOKUKO)

神奈川県立保健福祉大学・保健福祉学部・
講師

研究者番号：50449526